

開拓政策と人口問題

岡山県児島郡藤田村における入植農家の定着と人口圧力

(農村人口収容力調査中間報告)

林 茂

目次

- 一、開拓政策の課題と人口問題
- 二、資本家的干拓村としての藤田農場
- 三、純粹入植者の社会的經濟的性格
- 四、入植者の營農状態
- 五、入植者の脱落状況
- 六、若干の基本的人口現象の分析
- 七、結語

(一) 開拓政策の課題と人口問題

わが国において、現に実施されつゝある開拓は「開拓事業実施要領」(昭和二〇年一月九日閣議決定による「緊急開拓事業実施要領」を改定し昭和二二年十月二四日に決定されたもの)に基くものであり、「国土資源の合理的開發の見地から、開拓事業を強力に推進して、土地の農業上の利用の増進と人口収容力の安定的増大を図り以て新農村を建設することを目的とする」ものである。その計画内容の基本は、開墾の総面積一五五万町歩(内地八五万町歩、北海道七〇万町歩)他に干拓面積五万町歩を目標とし、こゝに移住する入植戸数は三四万六千戸、地元農家が経営規模拡大のために行う増

反戸数九四万六千戸、包容人口は三百数十万人に及び、これを概ね内地七ヶ年、北海道十二ヶ年に実施しようとするものであつて、且つこれにより主要食糧(米換算)約一千万石の増産を企図せんとするものである。

即ち、これによつて明らかな如く、現下開拓の課題が終戦による莫大な海外引揚者、復員者、および企業の解体による離職者等に対する就業機會の附與と、食糧増産を狙う緊急人口食糧対策的性格から、客觀状勢の推移に伴い漸次その応急的性格を脱し、新国土計劃の一環としての綜合的見地より合理的開發を推進し、人口の安定的収容力の増大を図るため新しき型態の農村建設を強く要望するに至つているのである。

この如く現下の開拓は、未耕地を開墾し、人を入植せしめ、當農を確立して、これを定着せしめることによつて、その政策を完了せしめんとするものであるが、一見明白なるこの一連の課題は、政策そのものとして或いはその企図する効果に照準せしめられて、果して再検討が要請されぬであらうか。特にそれが人口政策の課題と関連せしめられるとき、果してどのような意義をもちうるかについては、それが強調されているだけ特に注意深い省察が必要とされよう。

思うに、わが国における開拓は旧藩時代一応為しつくされ、明治以降は特にその初期、北海道開拓が中心として実施されたが、食糧人口対策としては主として耕地整理事業が実施せられ、農業生産も久しく過度集約的な型態に緊縛されてきたのであるが、大正年間に至つて漸く土地不足が痛感せられ、これが対策として開墾助成事業がとりあげられたが、時宛も、日本経済の重点は、農業より工業に推移せんとしていた時期であり、開拓は遅々として進まなかつたのである。

この事は、わが国の耕地面積の最近に至るまでの推移の状況をみても、明治末期以降、最近まで耕地総面積は、さしたる増加もみられないことによつても知られる。

上述応急対策にせよ、恒久施策にしる、戦後対策として開墾を実施せしむる所以のものは、先づ何よりもわが国における国土利用状況が、世界各国のそれと比較するとき甚だ低位にあること、即ち、国土全体の一六%弱が耕地として、農業生産に使用されているにすぎず、残余の大部分は、山林原野として放置され、且つその所屬において、私的大所有、非常に広大なる国有、公有となつており、狭小なる国土における農業生産を思うとき、必然的に未墾地、山林、原野の開墾が要請されるわけである。

こゝに、国家の一大経済的困難、社会的危念に際会して、たえず窮余の対策として開拓がとりあげられてきた、主たる理由をよみとることが出来る。

開拓を制約する自然的條件についてみれば、わが国において可耕地として残存する未耕地の存在量は古くから、大体一定の推算が行われている。

即ち、専門学者によつて為された推算によれば、約四五〇万町歩内外が一応可耕地とされている、(例えば、恒藤規隆博士「本邦耕地の現今及将来」大日本農会報二四四号増刊参照)その他、農商務

省、農林省等によつて未耕地面積、開拓可能地面積の諸々の推算がされているが、上述緊急開拓事業が実施されんとするに當つて、更めて未耕地、開拓可能地の調査が実施され、その結果をれば大約、五〇万町歩と推算されているのである(「開拓可能地概要」農林省開拓局計画部昭和二三年四月参照)

これらは、勿論土地の自然科学的條件、即ち、傾斜、気温、標高、土壌等の一定の條件を基準とした推算であるに止り、かゝる自然的必要條件に加えて更に開拓の社会的、経済的條件がこれを制約する。即ち、かゝる自然力を如何に制し、如何に生かしてゆくかは技術の問題であり現在の社会機構のもとにおいては、技術は結局、政治、経済に制約される。

かくて、開拓に當つて用いられる「所謂土地分類」土地の償還性(例えばアメリカにおいていわれる如き)を基礎とした分類が行われていることは合理的であるといわねばならぬ。わが国における開拓の実情を顧みるとき、とくにかゝる意味の開拓の経済的観点が再検討を要請されるのではあるまいか。土地の収益性を軽視して、徒らに自然的開墾そのものに多く執着し個人々々に対する多額の助成金を基として、個人的努力によつて遂行される開拓は、その経済性において多くの矛盾を包蔵しているといわねばならぬ。国家が巨額の資金を投じて開墾をなし、これを個々の當農者に売渡し、彼等の負担において、開墾の生産力を發揮せしめてゆくというゆき方において、将来の生産力の予測に対する不安が當農放棄の主要原因であることを示す現状において、土地の収益性、特に開墾の経済的條件、就中、當農の社会経済的條件こそこの問題の主要点をなすものといわねばなるまい。行だし、當農の収益性において欠けるところあれば、到底その開墾は維持され得ぬのである。

次に開拓における人口的政策効果は如何が如く、開拓者の入植或いは増反によつてのみ解決されるものではなく、少くとも、之れを

制約する社会経済の基礎構造的條件にまでさかのぼつて、その効果を省察するものでなければならぬ。けだしその基礎條件は又当然にその基本的人口現象を制約するものであるから。

われ／＼が終戦以来農村人口収容力調査を実施してきた所以のものは、勿論一部終戦による、異常な人口移動現象を把握するの意をもつていたが、より根本的にはかゝる基本的人口現象を農村の実態に即してその制約の基本構造に迄解析して、その理論的結構を追求し、いわゆる収容力の構造的分析を行わんことを企図したに他ならぬのである。

開墾による入植者の定着によつて、戦後異常状態におかれた過剰人口の部分的消化を企図することが開拓政策におわされたる重要課題であつたことは上述の如くであるが、遺憾乍ら所期の効果を十分に果しえなかつたことは後述する如くおびたゞしい入植者の脱落現象に端的にそれを窺ひうるのである。しかし他方又入植者にしてよく定着し一定の生産力を發揮する段階に到達せる者の多数に存することに目をおゝい、その人口政策的効果を無視せんと欲するものではない。

我々がこのような定着状態に不拘、なほ且つ人口問題の見地から在来の開拓政策に対し再検討を要請する所以のものは、かゝる営農成功の場合もその多くは、在来の零細農型の営農の再生産にすぎず、その小農体制約に制約されたる人口学的諸問題は決して根本的に解決されていぬのみならずミゼラブルな零細農を多数再生産する限りにおいては却つて、過剰人口問題を累加する作用をすらもつものであることを指摘して、在来比較的閑却されがちであつたこの点の省察を促したいと欲するにすぎぬのである。

以下この一点について、岡山県児島郡藤田村における農村人口収容力調査（昭和二十三年八月）結果を中心として具体的諸事実をとりあげ若干の分析を試みよう。

(二) 資本家的干拓村としての藤田農場

先づ第一の開拓の経済的観点を問題とするに当り、藤田農場の資本家的干拓の特色を史実によつて學び、更に調査資料によつて入植者の社会経済的性格を検討し、更にその営農状態、脱落状況を検討しよう。

上述の如く、開拓の成否は根本において、その土地の経済性、或いはこれをよく發揮せしむる開拓者の経済力如何にかゝるのである。アメリカの大規模なる機械開墾が成功し、十分の経済力を發揮しているのは勿論技術の優秀性によるが、根本的には、それを可能ならしめる開拓の経済力の強さに依好しているといわねばならぬ。

これに反し、鋏一挺、鋤一挺を携へた、手労働中心の開墾が技術的、経済的に如何に非合理なものであるかはいうまでもよい。

わが国における開拓の歴史に徴しても、多くの成否の場合が存するが、関西における資本家的開墾は、北海道のそれと共に、成功を示せる場合とされている。

こゝに問題とする一兒島灣開墾事業も、明治初年より士族授産の一策として多くの人々によつて着目企図されたが、いづれも緒につかず、明治二十年藤田伝三郎によつて独力企図され開墾許可を巡り幾多の迂余曲折を経て、同二十三年はじめて着工されたのであるが、干拓における資本の演ずる役割が如何に著しいかを示すに足るのである。

「この干拓は兒島灣総面積七千町歩の中約四千町歩の干瀉を開墾せんとするもので、耕地適性に従つて干拓予定地を八区に分け順次着工し、明治四十五年第二区完成と共に土地の下付をうけ、一村を設けて藤田村と称したのである。地元漁民、附近農村の零細農民、その他近接地一帯よりの入植者を農場に吸収

し、それらの労働力によつて水田約千二百町歩を開墾せしめ、更に「通作」と称せられる小作制によつて、隣接農村民の作出によつて農場周辺の耕地を耕作せしめた」(「兒島湾開墾事業の概要」兒島湾開墾事務所参照)

最近の自作農創設特別措置法による農場解体時においては、(1)直営農六〇三町歩、(2)小作農四一七町歩、(3)自小作農三三八町歩、(4)自作農三三八町歩、計一、六九六町歩といわれている。

開拓において資本の果たす役割は大であるが藤田村における資本設備について特徴ある諸点を観察しよう。そこに現われる開拓の様相は、日本の資本主義的開墾の一例を示すものであり、資本と労働の相互浸透関係による開拓の進行について興味ある現象を示し、入植者の定着性を規定する諸条件、就中経済的條件について具体的な例示を與えるであらう。

藤田村の資本設備として特にあげべきものは、水利施設と、農作業場の機械設備である。「最初外人技師の開墾計画は歐米農法によつて畑地として設計され、水田としての用水については何等計画なく且つ附近の用水は、上郷の水田に引用されて余すところなく。この地に供用すべき灌漑水は皆無であつた。そこで、総水面二五〇余町歩の巨大なる貯水池を設け、又附近河川(米倉、彦崎川)の河底四ヶ所に巨大な伏越桶を設けて余水を吸収し、別に十三ヶ所に揚水機(オーブナービン式ポンプ吸入ガス七五馬力機関)を設置して用排水の統合をなし、一大灌漑システムを建設したのである」

次に農作業場の機械設備であるが、脱穀、糶摺、調整作業においては極めて機械化された工場設備を有した。即ち、「発動機により脱穀した生糶は玄米調整場におくられ、熱風乾燥機で乾燥する。乾燥糶はロール糶摺機で脱糶し、昇降機によつて上層の糶穀分離室に移される。糶穀は旋風機の吸入装置によつて屋外のタンクに集積さ

れる。玄米は反復米撰機を通過し各別に貯穀槽に収められ、機械的に計量機によつて計量される」(上記「兒島湾開墾事業概要」参照)といつた如く、技術水準の高い近代的な機械装備を有したのである。

たゞこゝに注意すべきは、耕耘過程の機械化にさ程積極性のみえなかつた点であるが、これは、農耕の基礎過程に従う、労働力が安価に容易に入手されたことによるといわねばなるまい。

次に藤田農場における労働力供給者として入植者を問題としなければならぬが、これは畢竟資本家的農場における、労働型態の史的変遷過程として、その定着の社会経済的様相を併せ把握せしめるであらう。

藤田農場はその開墾着手にあつて、多数の土方、人夫を募集、使役したが、それは主として兒島湾干拓事業によつて、その生業を奪われた附近の漁民と、岡山、広島、香川の諸県下から入植した移民とによつて構成されていた。彼等は「農場内各農区における、農舎に收容され、農機具、種子、肥料等生産手段のすべてを会社から支給され、月給制度によつて労働した」(上記兒島湾開墾事業の概要)参照)のである。この段階における入植者の労苦は非常なもので、夜逃等による脱落者が非常に多かつたといわれる。

これが発端であるが、開墾の進捗に伴う生産力の発展に照応しつつ、農場の経営も漸次粗放の段階から集約化の傾向を辿り、それに応じて労働型態も分化発展した。

即ち、直営分益制から請負農へ、更に普通小作制への過程を経て、資本家的純直営に転化し、最近の土地解放によつて資本家的農場五十年の幕を閉じたわけである。これは資本家的開墾によつて吸收された入植者が、その労働の生産力の発展によつて自己の属する階層を伸張せしめつゝ、自作農民として定着して行つた姿を示すものともいえる。

直營分益制というのは、「大農と小農との長所を折衷して案出された一種の分益農組織である」。開墾当初、泥土の中に苦闘した農耕段階から漸く反当約一石の生産力を發揮するに至つた時の労働型態であるが、入植者は一戸男子二人以上の労働力を有し且つ役畜一頭の外小農具を所持するものを採用し、家族と共に社營の農舎に住し、一戸当り四―五町歩を担当耕作する。「耕種の方法耕作收納等総て会社の指揮命令に従う」のである。その「收穫物の内より、種子肥料並に農具機械費及挿秧收納に對する一部補助の雇人夫賃等直接費を控除したる残余の二五%（裏作は三五%）を給與として與えられた。」（上記「兒島灣開墾事業の概要」参照）

請負農は入植者が苛烈な淘汰によく堪え、直接生産者の取得部分が漸次生活必需品以上に出づる超過分の存在と發展とを可能ならしむるに至つた状態に於て、「農具、種子、肥料、役畜等生産手段の大部分を所有するに至つた」段階に於するものである。「一戸当り二―二・五町歩を請負い、收穫物の中より種苗代、肥料代を差引いた残高の三五%を現物のまゝで報酬として受取る」ものである。この段階に至れば、彼等は農業労働者たる性格を殘存しているとはいへ、「農場外にある農村の普通小作に獨立して轉化」し（信夫清三郎「日本の資本主義」上巻参照）うる能力を具備するに至つたものといえる。

普通小作は右の状態に到達した請負農が、更に次の段階への發展の要求（藤田小作争議）をなすことによつて農場側が承認したものである。それは結局通作形態の小作（〇・五―一町歩）として最初から存在した小作と合して「一町歩以下の耕作面積をもつ、日本の標準的な小作人」（同上「日本の資本主義」上巻参照）となつた姿を示す。即ち、掟米制により一・一―一・四石の小作料を支払うのであるが、入植者が階層發展によつて漸次安定的な定着段階に到達した姿といえよう。

資本家的純直營は、請負農の要求する掟米小作制創出に際して、会社側が直接耕作者から、とりあげた耕地約六百町歩を直營農場としたものである。この直營地の農作業は前記小作農が日傭労働者として賃労働を兼業するものと、附近農村の階層分化に伴う農家の賃労働者化、その他賃銀収入を不可欠とする潜在過剰人口等をもつて行なわれたのである。即ち、農場附近一帯、岡山県南部農村地帯は、土地所有の零細化強く、従つて農業外収入たる兼副業賃銀収入を不可欠とする。土地に不足せる貧農はその労働力を日傭労働に都會労働に賃労働化するが、又附近の小都市における主副業としての花蒔業、麦幹真田業等の不振は、愈々賃労働としてその過剰人口の排出を要求する。従つてその賃銀は安い。これらの者に、復員軍人、引揚者、戦災者その他転失業者が加わつて、農業労働者となり、純直營農場の耕作に従事したわけである。例へば昭和二十一年における藤田農場直營地五二七町歩は日傭労働者五十人、復員軍人その他二百三十人を使役していた。使用人夫は作業種類によつて常雇と請負に分けられたが、挿秧期には一日の出場人夫八〇〇―一、〇〇〇人に及び時に一、五〇〇人に及んでゐる。

以上、藤田農場における入植者の定着性をその経済力の發展に伴う、労働型態の変遷、階層分化の過程を通じて概観したわけであるが、その反面は農業經營に進出した資本が、どのような施策を通じて資本家的發展を企図したかを示すものでもある。時に会社直營地は減少し、逆に小作地は増大したが、会社はこれらの小作農や、自小作農の労働を巧みに利用することによつて、その資本家的經營を維持してきた。しかし、生産力の發展と共に農場内部の階層分化愈々進行し、機械使用進み、上層農民は、機会ある毎に、その経営規模の拡大を企図せんとしたのである。

こゝに今次の農地改革、自作農特別措置法による藤田農場の解体という、歴史的事態に直面して、土地受入の体制が整備され、農場

側と藤田村との間に幾多の迂余曲折はあつたが遂に土地譲渡の契約が締結されたのである。

(三) 純粹入植者の社会的経済的性格

右の如く今次の自作農創設特別措置法によつて、五十年の歴史を有する資本家的農場はその終末をつけたのであるが、これに代つて開拓事業を遂行するものは、農林省藤田開拓建設事業所である。即ち、国の直営によつて干拓の建設工事を進めるわけである。この工事は原則として国費を以て施行され、整地作業等は開拓者が行うのであり、これに国の補助金が交付される。入植者が最も困難を感じる住宅、作業場等について国が相当の補助金を交付し、建設資材、営農資材等の優先的確保の措置がとられる。又営農資金について、或いは衛生教育施設等についても国が相当の補助金を交付する建前となつてゐる。(「開拓事業実施要領」農林省開拓局昭和二十二年十一月、参照)

資本家的干拓は國家財政の支出のもとに実施される干拓にそのバトンを渡したが、いづれの場合においても個人入植者の定着性にとつて、その営農の経済的要因が主要な役割を演ずることは動かしがたいこれは、入植者自身の経済事情と、これを包容する外部条件としての経済状態に分つて考えられる。

先づ入植者はどのような社会的、経済的性格を有するかを概観しよう。

上記人口問題研究所が藤田村を対象として行つた、農村人口収容力調査の結果によれば、昭和十七年一月以降調査時現在迄、同村への入村者は、八四〇人、世帯員として入村せる者七九五入、婦村者二一三人である。入村せる世帯数は二〇七であるから、入村者一世帯家族員数は平均三・八人であり、全国入植者の一世帯家族員数

四・一六人より少ない。第一表参照。普通農家の平均一世帯家族員数は七・四人(二十三年)である。

(第1表) 藤田村農家非農家別並びに農家階層別入婦村者世帯及び世帯員数

| 階層別 | 入村者 | | | 婦村者 | | |
|---------|-----|------|--------|-----|------|--------|
| | 世帯数 | 世帯員数 | 一戸平均員数 | 世帯数 | 世帯員数 | 一戸平均員数 |
| 総数 | 207 | 795 | 3.8 | 21 | 75 | 3.6 |
| 0.3町未満 | 2 | 6 | 3.0 | 1 | 1 | 1.0 |
| 0.3~0.5 | 10 | 40 | 4.0 | — | — | — |
| 0.5~1.0 | 137 | 481 | 3.5 | 14 | 44 | 3.1 |
| 1.0~1.5 | 36 | 192 | 5.3 | 3 | 14 | 4.0 |
| 1.5~2.0 | 7 | 37 | 5.2 | 1 | 6 | 6.0 |
| 2.0~2.5 | — | — | — | 2 | 10 | 5.0 |
| 2.5~3.0 | — | — | — | — | — | — |
| 3.0~5.0 | — | — | — | — | — | — |
| 階層不明 | 2 | 8 | 4.0 | — | — | — |
| 非農家 | 8 | 18 | 2.2 | — | — | — |
| 日雇 | 3 | 9 | 3.0 | — | — | — |
| 不完全 | 2 | 4 | 2.0 | — | — | — |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月人口問題研究所による。

入婦村者を入婦村理由別にみよう。第二表参照。即ち、入植、復員、引揚、戦災が理由別中に占める比率が高い。(入婦村者の農家階層別分析については後述参照) 入婦村者の出身府県別を示すものは第三表である。即ち、地域別に入村者を見れば県内が圧倒的に大である。市郡別において郡部が過半数を占める、婦村者はいう迄もなく外地よりも多い。

(第2表) 理由別入帰村者数

| 理由別 | 総数 | | | 入村者 | | | 帰村者 | | |
|----------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 総数 | 1,053 | 602 | 451 | 840 | 436 | 404 | 213 | 166 | 47 |
| 入植 | 194 | 106 | 88 | 190 | 106 | 84 | 4 | — | 4 |
| 復員入植 | 76 | 73 | 3 | 76 | 73 | 3 | — | — | — |
| 復員 | 120 | 118 | 2 | — | — | — | 120 | 118 | 2 |
| 引揚 | 224 | 114 | 110 | 159 | 77 | 82 | 65 | 37 | 28 |
| 転失業 | 34 | 23 | 11 | 27 | 18 | 9 | 7 | 5 | 2 |
| 就職 | 6 | 6 | — | 6 | 6 | — | — | — | — |
| 戦災 | 80 | 32 | 48 | 76 | 30 | 46 | — | — | — |
| 疎開 | 35 | 16 | 19 | 29 | 14 | 15 | 4 | 2 | 2 |
| 従属 | 173 | 70 | 103 | 171 | 69 | 102 | 6 | 2 | 4 |
| 縁事 | 51 | 13 | 38 | 50 | 13 | 37 | 2 | 1 | 1 |
| 転住 | 18 | 10 | 8 | 18 | 10 | 8 | 1 | — | 1 |
| 分家 | 5 | 3 | 2 | 5 | 3 | 2 | — | — | — |
| 家事手伝 | 5 | 1 | 4 | 2 | — | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 興除村からの入村 | 27 | 15 | 12 | 27 | 15 | 12 | — | — | — |
| 病氣養生 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 商業のため | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 不詳 | 3 | — | 3 | 2 | — | 2 | 1 | — | 1 |
| | | 同上 | | 割合 | | | | | |
| 総数 | 100.0 | 57.2 | 42.8 | 100.0 | 51.9 | 48.1 | 100.0 | 77.9 | 22.1 |
| 入植 | 18.4 | 17.6 | 19.5 | 22.6 | 24.3 | 20.8 | 1.9 | — | 8.5 |
| 復員入植 | 7.2 | 12.1 | 0.7 | 9.1 | 16.7 | 0.7 | — | — | — |
| 復員 | 11.4 | 19.6 | 0.4 | — | — | — | 56.3 | 71.1 | 4.3 |
| 引揚 | 21.3 | 18.9 | 24.4 | 18.9 | 17.7 | 20.3 | 30.5 | 22.3 | 59.5 |
| 転失業 | 3.2 | 3.8 | 2.4 | 3.2 | 4.1 | 2.2 | 3.3 | 3.0 | 4.3 |
| 就職 | 0.6 | 1.0 | — | 0.7 | 1.4 | — | — | — | — |
| 戦災 | 7.6 | 5.3 | 10.6 | 9.1 | 6.9 | 11.4 | — | — | — |
| 疎開 | 3.3 | 2.7 | 4.2 | 3.5 | 3.2 | 3.7 | 1.9 | 1.2 | 4.3 |
| 従属 | 16.4 | 11.6 | 22.8 | 20.4 | 15.8 | 25.2 | 2.8 | 1.2 | 8.5 |
| 縁事 | 4.8 | 2.2 | 8.4 | 6.0 | 3.0 | 9.2 | 0.9 | 0.6 | 2.1 |
| 転住 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 2.1 | 2.3 | 2.0 | 0.5 | — | 2.1 |
| 分家 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | — | — | — |
| 家事手伝 | 0.5 | 0.2 | 0.9 | 0.2 | — | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 4.3 |
| 興除村からの入村 | 2.6 | 2.4 | 2.8 | 3.2 | 3.5 | 3.0 | — | — | — |
| 病氣養生 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 商業のため | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 不詳 | 0.3 | — | 0.7 | 0.2 | — | 0.5 | 0.5 | — | 2.1 |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

(第3表 a) 地域別入帰村者数

(b) 地域別入帰村者割合 (%)

| | 入村者 | | 帰村者 | |
|----|-----|-------|------|-------|
| | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| | 県内 | 412 | 49.0 | 18 |
| 市部 | 157 | 18.7 | 46 | 21.6 |
| 郡部 | 475 | 56.5 | 34 | 15.9 |
| 外地 | 179 | 21.3 | 116 | 54.5 |
| 不明 | 29 | 3.5 | 17 | 8.0 |
| 総数 | 840 | 100.0 | 213 | 100.0 |

(備考) 市部郡部の数字には岡山県内からの入帰村者の数字を含む。

| 地域別 | 入村者 | | | 帰村者 | | |
|------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | 総数 | 市部 | 郡部 | 総数 | 市部 | 郡部 |
| 岡山県 | 412 | 40 | 372 | 18 | 10 | 8 |
| 大阪府 | 45 | 45 | — | 6 | 4 | 2 |
| 香川県 | 36 | 1 | 35 | 2 | — | 2 |
| 広島県 | 18 | 13 | 5 | 18 | 12 | 6 |
| 兵庫県 | 46 | 31 | 15 | 4 | 4 | — |
| 大分県 | 2 | — | 2 | 4 | 2 | 2 |
| 東京都 | 18 | 17 | 1 | 7 | 7 | — |
| 山口県 | 14 | 8 | 6 | 5 | 2 | 3 |
| 京都府 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | — |
| 徳島県 | 2 | — | 2 | 2 | — | 2 |
| 山梨県 | 4 | — | 4 | — | — | — |
| 神奈川県 | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 福井県 | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 和歌山県 | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 富山県 | 1 | — | 1 | 1 | — | 1 |
| 新潟県 | 1 | — | 1 | 1 | — | 1 |
| 静岡県 | 13 | — | 13 | 4 | 2 | 2 |
| 高知県 | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 愛知県 | 3 | — | 3 | — | — | — |
| 岐阜県 | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 石川県 | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 福井県 | 6 | — | 6 | — | — | — |
| 山梨県 | 2 | — | 2 | — | — | — |
| 計 | 632 | 157 | 475 | 80 | 46 | 34 |
| 朝鮮 | 79 | — | — | 47 | — | — |
| 台湾 | 34 | — | — | 1 | — | — |
| 支那 | 4 | — | — | 28 | — | — |
| 満洲 | 46 | — | — | 24 | — | — |
| 沖繩 | 5 | — | — | — | — | — |
| ベリ | 2 | — | — | — | — | — |
| 南方 | 9 | — | — | 16 | — | — |
| 計 | 119 | — | — | 17 | — | — |
| 内地計 | 632 | — | — | 80 | — | — |
| 外地計 | 179 | — | — | 116 | — | — |
| 地域不明 | 29 | — | — | 17 | — | — |
| 合計 | 840 | — | — | 213 | — | — |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

更に入帰村者の前職を示すものは第四表である。即ち、入村者の前職は各職業部門にわたっているが、就中農業者の占める比率が大である。帰村者は服役中であつた軍人が圧倒的部分を占めている。これらを総合して一貫せる傾向として概観しうるものは、入村者(一応入植者と同視する)は大部分県下より(四九%)来り、その前職農業なるもの(二〇%)が主要部分を占めているということである。前職は仔細にみれば第四表表示如く、農、工、商その他官吏より僧侶に至るまで各般に分布しているが、その大部分は社会各部門において生起した失業人口が流入したものとみて誤りはない。(無職とあるのは学生、子供等である)。

(第4表) 職業別入帰村者数

| 職業別 | 総数 | | | 入村者 | | | 帰村者 | | |
|--------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 総数 | 1,053 | 602 | 451 | 840 | 436 | 404 | 213 | 166 | 47 |
| 農業 | 194 | 107 | 87 | 167 | 89 | 78 | 27 | 18 | 9 |
| 農商會社 | 21 | 15 | 6 | 17 | 12 | 5 | 4 | 3 | 1 |
| 社員 | 37 | 33 | 4 | 29 | 25 | 4 | 8 | 8 | — |
| 公務員 | 19 | 16 | 3 | 19 | 16 | 3 | — | — | — |
| 工員 | 34 | 32 | 2 | 26 | 24 | 2 | 8 | 8 | — |
| 服役(軍人) | 165 | 165 | — | 59 | 59 | — | 106 | 106 | — |
| 道員 | 7 | 5 | 2 | 3 | 2 | 1 | 4 | 3 | 1 |
| 軍員 | 4 | 4 | — | 1 | 1 | — | 3 | 3 | — |
| 教員 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | — | — | — |
| 僧侶 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 花印 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | — | — | — | — |
| 運送 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | — | 1 | — | 1 |
| 日運 | 1 | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| 土木 | 6 | 4 | 2 | 6 | 4 | 2 | — | — | — |
| 汽工 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 技師 | 3 | 3 | — | 2 | 2 | — | 1 | 1 | — |
| 左官 | 1 | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| 山職 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 工業 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 職 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | — | — | — | — |
| 無職 | 534 | 198 | 336 | 488 | 185 | 303 | 46 | 13 | 33 |
| 不詳 | 11 | 4 | 7 | 8 | 3 | 5 | 3 | 1 | 2 |
| | | 同上 | | | 割合 | | | | |
| 総数 | 100.00 | 57.2 | 42.8 | 100.00 | 51.9 | 48.1 | 100.00 | 77.9 | 22.1 |
| 農業 | 18.4 | 17.8 | 19.4 | 19.9 | 20.4 | 19.3 | 12.7 | 10.9 | 19.2 |
| 農商會社 | 2.0 | 2.5 | 1.3 | 2.0 | 2.8 | 1.2 | 1.9 | 1.8 | 2.1 |
| 社員 | 3.5 | 5.5 | 0.9 | 3.5 | 5.8 | 1.1 | 3.6 | 4.8 | — |
| 公務員 | 1.8 | 2.7 | 0.7 | 2.3 | 3.8 | 0.7 | — | — | — |
| 工員 | 3.2 | 5.3 | 0.4 | 3.1 | 5.3 | 0.5 | 3.6 | 4.8 | — |
| 服役(軍人) | 15.7 | 27.4 | — | 7.0 | 13.5 | — | 49.8 | 63.9 | — |
| 道員 | 0.7 | 0.8 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.2 | 1.9 | 1.8 | 2.1 |
| 軍員 | 0.4 | 0.6 | — | 0.1 | 0.2 | — | 1.4 | 1.8 | — |
| 教員 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.4 | 0.5 | 0.2 | — | — | — |
| 僧侶 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 花印 | 0.4 | 0.6 | — | 0.5 | 0.9 | — | — | — | — |
| 運送 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.5 | — | 0.5 | — | 2.1 |
| 日運 | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — | 0.5 | 0.6 | — |
| 土木 | 0.6 | 0.6 | 0.4 | 0.7 | 0.9 | 0.5 | — | — | — |
| 汽工 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 技師 | 0.3 | 0.5 | — | 0.2 | 0.5 | — | 0.5 | 0.6 | — |
| 左官 | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — | 0.5 | 0.6 | — |
| 山職 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 工業 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 職 | 0.2 | 0.3 | — | 0.2 | 0.5 | — | — | — | — |
| 無職 | 50.6 | 33.0 | 74.5 | 58.1 | 42.4 | 75.1 | 21.7 | 7.8 | 70.2 |
| 不詳 | 1.0 | 0.1 | 1.6 | 1.0 | 0.7 | 1.2 | 1.4 | 0.6 | 4.3 |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

これを試みに、農林省開拓局開拓月報により作成されたる全国入植者の前歴別戸数(日本農業年報第二集参照)によつて前職業をみれば第五表の示す如くである。

又別の一資料に基きその出身地域別をみれば県内六九%、県外一九%、海外一二%(西村甲一「開拓政策の課題」参照)であり、大

体前職農業、出身地県内という主要傾向に変わりはない。前職軍人において藤田村が全国の場合に比しその比率が高いのは、藤田農場が海軍々人の受入れに積極性を示したからであるといわれる。いづれにせよ、入植者は県内の農業者が主流をなしているが、これは県内の零細農家経営から排除された農業者が大部分を占めてい

(第5表) 入植者の前歴別戸数 (農林省開拓局「開拓統計月報」により作成)

| 職業別 | 昭和20年度 (20.11~21.3) | | 昭和21年度 (21.4~22.3) | | 昭和22年度 (22.4~23.3) | | 計 | 割合 |
|------|------------------------|-----|-----------------------|-----|-----------------------|-----|---------|-----|
| | 年次 | 割合 | 年次 | 割合 | 年次 | 割合 | | |
| 農林業 | 12,850 | 31 | 30,621 | 48 | 23,450 | 62 | 66,921 | 46 |
| 工業 | 7,198 | 17 | 7,627 | 12 | 2,933 | 8 | 17,758 | 12 |
| 商業 | 5,563 | 12 | 4,376 | 6 | 1,948 | 5 | 11,887 | 8 |
| 旧職軍人 | 3,145 | 7 | 2,524 | 4 | 720 | 1 | 6,389 | 5 |
| 其他 | 13,659 | 33 | 20,286 | 30 | 8,608 | 24 | 42,553 | 29 |
| 計 | 42,415 | 100 | 65,434 | 100 | 37,659 | 100 | 145,508 | 100 |

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

るのである。これは、いはゞ失業或いは潜在的失業人口の型態変化にすぎぬといえるであろう。

ることは想像に難くない。即ち、二、三男を中心とする農業における潜在的失業人口の流入なのだ。こゝに入植者の性格における地域的職業的特色ともいふべき一つの基本的指標が、はつきり窺われる。又戦時軍需工業の解体による失業者が一方においてその片足を失つて零細專業農家となると共に、他方において入植者として帰農したことも容易に察知されよう。その他各職業部門の雑多なる非農業的職業者が全体として入植者の過半数に達することは、農業者としての不適合者を多分に含むといういみにおいて、入植者の社会的映像を複雑不鮮明ならしめると共に、そこに入植者の定着性を動揺せしめてい

る一重要要因が見出される

(第6表) 入植農家の開墾作付実績
(「緊急開拓營農実績報告」により作成)

| 種別 | 地区別 | | 計 |
|-----------|---------|---------|---------|
| | 内地 | 北海道 | |
| 開墾予定(A) | 182,971 | 196,412 | 379,383 |
| 実績(B) | 54,459 | 33,984 | 88,443 |
| 進捗率(B/A) | 29.8 | 17.3 | 23.3 |
| 作付面積(C) | 46,690 | 21,541 | 68,231 |
| 作付割合(C/B) | 85.7 | 63.4 | 77.2 |
| 利用採草地面積 | 16,444 | 9,636 | 26,080 |

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

先づ実際に耕地はどの位開墾され且つ作付が行われているか。日本農業年報第二集によれば第六表の如くである。即ち、全国的にみて所定の計画のもとに発足された開拓において、實際

このような社会的、経済的性格の入植者が開拓地において、如何なる定着状態を示すということが、当初掲げられた人口収容力の見地よりする開拓政策の成否に関する直接の解答を與えるものであるが、次に入植者の營農状態につき若干の考察を加えねばならない。我々は藤田村に対しては直接經營調査を行つていないので、一般的資料に基く考察に止めねばならない。

(四) 入植者の營農状態

未開地開拓が困難な事業であり、精神強固でなければ所期の目的を達成し得ないことは勿論であるが、他面において、強固な精神を以てすれば、よく定着しうるだけの條件が與えられねばなるまい。開墾によつて実際に取得された耕地における營農が成功して、一定の生産力を發揮するに至る迄の、經濟生活に耐えうるか否かと定着を決定する分岐点をなすのである。

以下、若干の一般的統計資料に基いて、營農の經濟状態を少しく検討しよう。

に農家が開墾し得た面積は予定面積の約三〇%、北海道は一八%に止まるのである。予算支出に伴う開墾実績面積と、実際に開墾作付された面積との偏差の大なることをみて、実際開墾上の障害困難が想像以上のものであることが知られよう。且つその作付の内容をみても、直接食生活維持のための食料作物(穀類、薯類等)が第一とされ、果樹、工芸作物等換金作物は殆んど問題にならぬのである。又一戸当り平均當農面積についてみれば、内地平均六反六畝、北海道二町二反、作付面積においては更に下廻り、内地五反、北海道一町四反となつてゐる。(日本農業年報第二集参照)

更にこれら入植農家の、家畜、農機具等生産手段所有状況をみるならば第七表の如くであつて如何にもミゼラブルな岩細農の姿が眼前にほらふつとする。

(第7表a) 入植者一戸当平均家畜所有数
(前掲「當農実績報告」)

| 種別 | 地区別 | | 計 |
|-------|------|-------|------|
| | 内地 | 北海道 | |
| 馬(頭) | 0.04 | 0.34 | 0.08 |
| 牛(頭) | 0.08 | 0.002 | 0.07 |
| 乳牛(頭) | 0.02 | 0.08 | 0.03 |
| 綿羊(頭) | 0.03 | 0.09 | 0.04 |
| 山羊(頭) | 0.20 | 0.07 | 0.18 |
| 豚(頭) | 0.04 | 0.11 | 0.05 |
| 兎(匹) | 1.1 | 0.5 | 0.96 |
| 鶏(羽) | 2.7 | 3.2 | 2.8 |

(備考)「日本農業年報第二集」による。

植者を示すと思われる〇・三町未満、及び〇・三〇・五町階層をみるに前者は皆無であり、後者は全国平均より良く、階層上位に進む程裝備充実せるは多くの示唆を含むといえよう。

この点に関して、藤田農場の入植者が資本家的経営者より一定の生産手段を貸與され、て労働したのと対照的である。試みに藤田村における農家階層別機械所有状況を示せば第八表の如くである。即ち新しい入

(第8表) 藤田村農家階層別原動機作業機所有台数(一戸平均)

| 階層別 | 農家数 | 自家 | | 所有 | | 団体 | | 動力 | | |
|---------|-----|---------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | | 原動機 | 動力機 | 動力機 | 自耕機 | 原動機 | 動力機 | 動力機 | 自耕機 | |
| 総数 | 621 | 441 | 353 | 348 | 157 | 113 | 256 | 37 | 63 | |
| 0.3 未満 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 0.3~0.5 | 20 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | |
| 0.5~1.0 | 238 | 68 | 65 | 58 | 14 | 43 | 105 | 17 | 26 | |
| 1.0~1.5 | 155 | 121 | 101 | 88 | 25 | 24 | 70 | 10 | 16 | |
| 1.5~2.0 | 118 | 150 | 110 | 112 | 60 | 23 | 47 | 8 | 14 | |
| 2.0~2.5 | 62 | 72 | 58 | 58 | 40 | 20 | 23 | 2 | 6 | |
| 2.5~3.0 | 10 | 15 | 11 | 12 | 9 | 1 | 2 | 0 | 1 | |
| 3.0~5.0 | 5 | 8 | 3 | 4 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| 階層未詳 | 7 | 5 | 4 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 一 戸 平 均 | | | | | | | | |
| 総数 | 621 | 0.71 | 0.57 | 0.56 | 0.25 | 0.18 | 0.41 | 0.06 | 0.1 | |
| 0.3 未満 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 0.3~0.5 | 20 | 0.1 | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.1 | 0.3 | 0 | 0 | |
| 0.5~1.0 | 238 | 0.29 | 0.27 | 0.24 | 0.06 | 0.18 | 0.44 | 0.07 | 0.11 | |
| 1.0~1.5 | 115 | 0.78 | 0.65 | 0.57 | 0.16 | 0.15 | 0.45 | 0.06 | 0.1 | |
| 1.5~2.0 | 108 | 1.27 | 0.93 | 1.03 | 0.51 | 0.19 | 0.4 | 0.07 | 0.12 | |
| 2.0~2.5 | 62 | 1.16 | 0.94 | 0.94 | 0.65 | 0.32 | 0.37 | 0.03 | 0.1 | |
| 2.5~3.0 | 10 | 1.5 | 1.1 | 1.2 | 0.9 | 0.1 | 0.2 | 0 | 0.1 | |
| 3.0~5.0 | 5 | 1.6 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | — | 0.6 | — | — | |
| 階層未詳 | 7 | 0.71 | 0.57 | 0.71 | 0.57 | — | — | — | — | |

(備考)「農村人口収容力調査、人口問題研究所、昭和23年8月」による。

(第7表b) 入植者主要農機具所有台数
(前掲「當農実績報告」)

| 種別 | 地区別 | | 計 | |
|-------|------|-------|--------|-------|
| | 内地 | 北海道 | | |
| 電動機 | 総数 | 535 | 3 | 538 |
| | 一戸平均 | 0.006 | 0.0002 | 0.005 |
| 石油発動機 | 総数 | 366 | 40 | 406 |
| | 一戸平均 | 0.004 | 0.002 | 0.004 |
| プラウ | 総数 | 2.031 | 3.993 | 6.024 |
| | 一戸平均 | 0.02 | 0.26 | 0.06 |
| 動力脱穀機 | 総数 | 454 | 23 | 477 |
| | 一戸平均 | 0.005 | 0.001 | 0.005 |
| 動力精米機 | 総数 | 222 | 7 | 229 |
| | 一戸平均 | 0.002 | 0.0004 | 0.002 |
| 動力製粉機 | 総数 | 468 | 7 | 475 |
| | 一戸平均 | 0.005 | 0.0004 | 0.005 |

(備考)「日本日業年報第二集」による。

更に入植者の経済状態を推測せしめるにたる手持資金、借入金等について興味ある若干の資料を掲げよう。第九表の如くである。
(日本農業年報第二集参照)

(第9表) 入植者の手持現金調査

(昭和22.2「開拓経済実態調査概要」)

| 種別 金額 | 入植当時持参金 (昭和20.11 ~21.6) | | 現在手持金 (昭和21.12) | | 現在負債 (昭和22.1) | |
|---------------|-------------------------------|-------|--------------------|-------|------------------|-------|
| | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 |
| | 戸 | % | 戸 | % | 戸 | % |
| 0 | | | | | 1,211 | 46.0 |
| 1,000 円以下 | 394 | 14.9 | 1,396 | 53.1 | 555 | 21.0 |
| 1,000~2,000 | 279 | 10.7 | 411 | 15.6 | 223 | 8.5 |
| 2,000~3,000 | 293 | 11.4 | 353 | 13.4 | 235 | 8.9 |
| 3,000~5,000 | 542 | 20.5 | 238 | 9.0 | 162 | 6.2 |
| 5,000~8,000 | 412 | 15.6 | 150 | 5.7 | 151 | 5.7 |
| 8,000~10,000 | 326 | 12.4 | 59 | 2.2 | 55 | 2.1 |
| 10,000~20,000 | 325 | 12.3 | 14 | 0.6 | 35 | 1.3 |
| 20,000以上 | 60 | 2.2 | 10 | 0.4 | 4 | 0.3 |
| 計 | 2,631 | 100.0 | 2,631 | 100.0 | 2,631 | 100.0 |

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

即ち、入植者二、六三二戸中三九四戸一・四・九%は手持現金一〇〇〇円以下であるが、入植約半一ヶ年後には、一、三九六戸五三・一%が一〇〇〇円以下となつてゐるし、手持現金の各層別にみた所持金は大体みな減少し、下位に下降してゐる。みな所持金を喰ひ盡しているのだから、逆に一〇〇〇円以上負債戸数は五四%に達して

いる。且つその借入先をみるに、個人によるものが過半数に達してゐる。第十表参照。

(第10表) 入植者負債金借入先

別金額 (前掲資料)

| 借入金 | 金額 | 割合 |
|------|---------|-------|
| | 円 | % |
| 個人 | 375,000 | 58 |
| 営団 | 100,100 | 15.5 |
| 庶民金庫 | 172,000 | 26.5 |
| 計 | 647,100 | 100.0 |

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

(第11表) 入植者の経済的補助 (単位 円)

| 種別 | 補助金 | 借入金 | 現物 | その他 | 小計 | % |
|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|
| 国又は府県 | 1,134 | 706 | 357 | 25 | 2,281 | 28.4 |
| 営団 | 506 | 452 | 194 | 41 | 1,193 | 14 |
| 金融機関 | 3 | 321 | — | — | 324 | 4 |
| 親戚知人 | 1,180 | 2,225 | 665 | 165 | 4,235 | 51 |
| その他より | 6 | 57 | 64 | 103 | 220 | 3 |
| 計 | 2,829 | 3,820 | 1,280 | 334 | 8,263 | 100 |
| % | 34 | 46 | 16 | 4 | 100 | — |

(備考) 「緊急開拓地実態調査、農地開発営団、昭和22年8月」による。

なお、農地開発営団の緊急開拓地実態調査(昭和二十二年八月)内地二三地区一七九戸の選抜調査の結果によれば入植者に対する経済的援助は第十一表示す如くである。
(上記「開拓政策の課題」参照)

即ち、これによつても入植者は日常生活を維持するために多くの資金物資を補給するを要し且つその補給の過半数は公共団体以外の親戚知人等よりうけていることが知られるのである。
この如く、自己の生活維持のため親近者に依存して窮々としており、生産手段の充実などは思いも及ばぬ状態がよく判るのである。

(五) 入植者の脱落状態

入植の動機の何であるにせよ、農業者としてたゞんとする確固たる意志の欠如せる入植者が、営農の困難に直面すれば、たちまち離意して離脱せんとするであろうことは容易に想像されるのであるが、事実統計の示すところによれば緊急開拓事業実施以来離脱者は相当数に達している。第十二表参照（開拓統計月報農林省開拓局昭和二十四年三月による）

(第12表) 入植者離脱状況（昭和23年12月末現在）

| 年度 | 地域 | 入植累計戸数 (A) | 離脱累計戸数 (B) | 離脱率 (A/B) |
|-------------------------|-----|------------|------------|-----------|
| 20年度末 (自20.11至21.3) | 内地 | 38,214 | 1,154 | 3.0 |
| | 北海道 | 4,201 | 94 | 2.2 |
| | 計 | 42,415 | 1,248 | 2.9 |
| 21年度末 (自20.11至22.3) | 内地 | 95,566 | 6,735 | 7.0 |
| | 北海道 | 12,283 | 1,648 | 13.4 |
| | 計 | 107,849 | 8,383 | 7.8 |
| 22年度末 (自20.11至23.3) | 内地 | 126,847 | 15,174 | 12.0 |
| | 北海道 | 18,661 | 3,073 | 16.5 |
| | 計 | 145,508 | 18,247 | 12.5 |
| 23年度末 (自20.11至23.12) | 内地 | 141,914 | 21,409 | 15.1 |
| | 北海道 | 21,945 | 4,241 | 19.3 |
| | 計 | 163,859 | 25,650 | 15.7 |

(備考) 「開拓統計月報、農林省開拓局、昭和24年3月」による。

即ち、累年計数において四ヶ年間入植者の一五・七%、約二万五千戸の脱落者を生じ、その数は累年的に増加している。

この離脱者を年度別入植者の年度別離脱状況として示すものは第十三表である。

(第13表) 年度別入植者の年度別離脱状況

| 年度 | 入植戸数 | 入植割合 (%) | 離脱戸数 | 離脱割合 (%) |
|-------------------|---------|----------|--------|----------|
| 昭和20年度 | 42,415 | 110 | 11,100 | 26.2 |
| 〃 21〃〃 | 65,434 | 100 | 13,450 | 20.5 |
| 〃 22〃〃 | 37,659 | 100 | 4,739 | 12.6 |
| 〃 23〃〃 (9月末現在) | 13,472 | 100 | 490 | 3.6 |
| 計 | 158,980 | 100 | 29,779 | 18.7 |

(備考) 「年度別入植者の年度別離脱状況農林省開拓局昭和24年3月」により作成。

これによつてみれば二十、二十一年度入植者において離脱率は特に高く、二十二年度において相当低下し、二十三年度は著しく低い（九月末現在を顧慮に入れても）。これは入植者の質が漸次良好となりその適格性を加へて行つたことを示すものといえる。

離脱者の行衛については、旧業への復帰、他業への転業が最も多い。これは、農業意欲なく営農について無知識の入植者の脱落が最も多いことを端的に示すものであり、こゝに失業救済としての入植の意義に対する根本的疑義が提出されるといわねばならぬのである。

今、農林省開拓局調査にかゝる「純粹入植者離脱事由調査報告」昭和二十二年六月、によつて離脱事由を二十、二十一年度累計においてみるならば次の如くである。

即ち、営農資金の不足（一〇%）、営農物資の入手難（四%）、農地の立地条件、土地問題（一〇%）、営農上の不安（一〇%）等主として農業経営の見透しの困難に基くものが三四%、意志の薄弱一六%、身体の虚弱八%、家族系累等にまつる家庭の事情一四%、生計の不安一二%その他世帯主の死亡、開拓民間の不和等一六%と

なつてゐる。

如何にも無秩序雜然たる入植者にふさわしき離脱事由を呈示してゐるが、意志薄弱等主觀的理由によるものは問わぬとして、入植者として終始せんとする意志を有しながら客觀状況による不安のため離脱せる者の相当あることは、國家の政策として政策自身の不徹底さに基因するものであることを省察すべきであらう。當農の不安、生計の不安の占める比率の高度なることは營農者の意志と客觀條件との乖離を示す一資料となすに足るであらう。

このような純粹入植者の定着度の動搖性に反し、地元入植者の定着率が比較的良好であることは、容易に想像しうるところである。地元増反についてはいろいろ迄もないが、地元入植は親元に經濟的基礎を有する分家的色彩が極めて濃厚であること、且つそれが進取的な農業者であるという点において強度の定着率を興えてゐる。

即ち、入植者と生家との間には相互補完的に勞働力、生産手段のみならず、生活手段が交流してその經濟力が補強されてゐる。この点、血縁的、地縁的に孤立せる入植者とのよき対照であり、県内、農業者が過半数を占めるといふことの眞実の意味もかゝる事情の反映であらう。

藤田村において、分家というのは經營規模大なる農家の所謂分家もあるが、同村における新干拓地六区に分讓地を求めて分戸する地元入植に属するものが多い。隣村の興除村（二世帯、九一名）、灘崎村等（三世帯）より、藤田村の新干拓地分讓地を求める者の多く存することは、こゝにいう意味の地元入植であると共に、又經營規模拡大の方便とされていることが充分注意されてよい。これは現在の土地制度のもとにおいて、企業的色彩の強い興除村的農業經營を維持發展せしめるための基本的生産手段の確保を意味してゐるといえる。

なお藤田村については、直接離脱狀況を調査した資料はないが、

他出者として（後述）明白に農業經營難という理由をかゝげた者が一例のみみられたことはこの干拓村における定着状態につき極めて暗示的であるといえよう。

かくして、入植における脱落の問題は、地元入植においてより、むしろより多く純粹入植に固有の問題であるといえるが、根本においてはいづれも、その經濟性によつて左右されることは否定しえない。離脱のよつて來るところも經濟的意味における入植政策の不徹底さに胚胎するものといわねばならぬ。即ち、それは主として純粹入植者の社会的經濟的性格と、入植地における客觀條件との乖離の現象として理解されるを要する。換言せばこれは入植者の意志を越えて營農生活の不安を醸成する社会經濟的條件の問題に還えさるべきものといわねばなるまい。

（六） 若干の基本的人口現象の分析

以上、入植の課題における、經濟的諸問題を考察した。更に進んで開拓における人口政策的効果に関する基本問題を検討しなければならぬが、上述の如く、在来の開拓政策においては、人口の有業化を目図して過剩、失業人口の入植が企図され、人口の安定的有業化の成否によつて、一応その政策的効果が問われるのであり、在来の実情は上記われわれの觀察した如く内在的にみる限り、半ば成功し半ば不成功に終つてゐるといわざるをえない。以下特に問題とするのは、この点に關しかゝる意味における入植が、人口政策的に眞に過剩失業人口対策として妥当であるか否かにかゝる。

先づ藤田村における事實に基いて基本的人口現象の若干を検討しよう。

人口圧力に対応して行われる農家における人口の排出作業を示すものとして、他出者をとりあげてみる。第十四表示す如くである。

(第14表) 藤田村農家非農家別、農家階層別、理由別他出者一戸平均

| 階層別 | 総数 | 就職 | 分家 | 縁事 | 就学 | 従属 | 応召 | 別居 | 入植 | 疎開 | 経困 | 営難 | 不詳 |
|---------|------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| 総数 | 0.40 | 0.02 | 0.10 | 0.20 | 0.01 | 0.03 | 0.006 | 0.004 | 0.006 | 0.002 | 0.002 | | 0.03 |
| 0.3町未満 | 0.33 | — | — | 0.33 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 0.3~0.5 | 0.10 | 0.10 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 0.5~1.0 | 0.20 | 0.02 | 0.05 | 0.06 | 0.02 | 0.01 | — | — | — | — | 0.004 | — | 0.04 |
| 1.0~1.5 | 0.36 | 0.04 | 0.03 | 0.19 | 0.01 | 0.05 | 0.006 | — | — | — | — | — | 0.04 |
| 1.5~2.0 | 0.64 | 0.008 | 0.14 | 0.17 | 0.008 | 0.05 | 0.008 | 0.01 | — | — | — | — | 0.008 |
| 2.0~2.5 | 0.95 | 0.002 | 0.39 | 0.39 | — | 0.06 | 0.002 | — | 0.06 | — | — | — | 0.002 |
| 2.5~3.0 | 0.80 | — | 0.20 | 0.50 | — | — | 0.01 | — | — | — | — | — | — |
| 3.0~5.0 | 1.00 | — | 0.40 | 0.60 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 階層不明 | 0.71 | — | — | 0.14 | — | — | — | — | — | — | — | — | 0.57 |
| 非農家 | 0.50 | 0.17 | — | 0.17 | — | — | — | — | — | 0.17 | — | — | — |
| 日雇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不完全票 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、大体階層上位に昇る程他出者は多い。目立つて多くなるのは二町層前後からである。一町以下は非常に少ない。殊に現に干拓進行中と思われる。○・三―○・五町層は、一戸平均他出者○・一人と最小を示している。これを他出理由別にみれば、中上層の他出は縁事を第一とし、ついで分家が多い。職業移動を示す就職による他出は、むしろ○・三―○・五町層が比較的高いが、結局これらは中上層における入植者としての性格の貫徹とその定着状態を示し、従つて、農業者としての分家或いは養子縁組等によつて人口排出を行(女子の縁事他出はいう迄もない)開墾苦闘の結果である土地を確保せんとする点が窺われよう。少数例であるが○・三―○・五町層において就職他出がみられるのは入植者としての一まつ不安定を示し、中上層に就職他出即ち農業外に、就かんとする者の殆んどみられないのと対照的である。入植は農業意欲の強さを第一とすべきことの現われを、このような他出現象についてもみるであろう。しかし更に世代を重ねて分家の余地少なきに至つた場合は、当然異なる他出現象が現われるであろうことは容易に想像されよう。入植において貫徹された全人間的苦闘の成果は一応成つたであろうが、その足下には短世代の交替の中に早くも伝統的農村におけると同じ小農的苦悶が人口圧の面においても強くしのびこまんとしていることは到底否定しえないのである。

他出者を時期別にみるためかりに戦前、戦時、戦後に分つてみると各階層とも最も少ないのは戦時中であり、戦後に比較的多い、これは他村における一般的傾向と異なるところはない。

次に農家における人口排出作業の反面たる人口吸収作用としての入帰村者を観察しよう。これを農家階層別および理由別一戸平均で示すものは第十五表である。

(第 15 表) 藤田村農家、非農家別並びに農階層別、理由別、一戸当り入籍村者数

| 階層別 | 総数 | 入籍 | 役員 | 引揚 | 転失業 | 就職 (農業) | 農業以外への 就職 | 災 | 理 | 退職 (復職、 専業主婦) | 終 | 事 | 転住 | 生活 安定 | 分家 | 土地 譲渡 | 家事 転入 | 興除 村の 入村 | 農地 開放 | その他 | 不詳 |
|---------|------|------|------|------|-------|------------|--------------|-------|------|---------------------|-------|------|------|----------|-------|----------|----------|----------------|----------|-------|----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 1.28 | 0.24 | 0.12 | 0.21 | 0.04 | 0.003 | 0.01 | 0.12 | 0.04 | 0.26 | 0.08 | 0.03 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.003 | 0.04 | 0.01 | 0.06 | | |
| 0.3 町未満 | 1.00 | 0.30 | — | 0.67 | 0.05 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0.06 | |
| 0.3~0.5 | 1.55 | 0.35 | 0.05 | 0.45 | 0.05 | — | 0.40 | — | — | 0.40 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 0.5~1.0 | 2.06 | 0.44 | 0.24 | 0.37 | 0.07 | — | 0.23 | 0.09 | 0.34 | 0.09 | — | — | — | 0.02 | 0.01 | 0.05 | — | 0.25 | — | — | |
| 1.0~1.5 | 1.25 | 0.27 | 0.08 | 0.17 | 0.02 | 0.006 | 0.02 | 0.05 | 0.04 | 0.35 | 0.08 | 0.03 | 0.06 | — | — | — | — | — | 0.004 | — | |
| 1.5~2.0 | 0.48 | 0.03 | 0.03 | 0.13 | 0.02 | — | — | — | 0.01 | 0.12 | 0.12 | 0.03 | — | — | — | — | — | — | 0.01 | — | |
| 2.0~2.5 | 0.11 | — | 0.02 | 0.03 | — | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | — | 0.06 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 2.5~3.0 | 0.20 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0.20 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 3.0~5.0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 階層不明 | 1.14 | — | — | 0.71 | 0.15 | — | — | — | — | 0.29 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 非農家 | 1.77 | — | 0.11 | 0.44 | 0.22 | — | 0.22 | 0.33 | — | 0.44 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0.11 | |
| 日雇 | 1.33 | — | — | — | 0.33 | — | — | 0.17 | — | 1.00 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 不完全票 | 0.32 | — | — | 0.21 | — | — | — | 0.11 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 【歸村】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 階層別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 0.33 | 0.18 | 0.18 | 0.10 | 0.01 | — | — | 0.006 | 0.10 | 0.003 | 0.001 | — | — | — | 0.006 | 0.004 | — | — | — | 0.001 | |
| 0.3 町未満 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 0.3~0.5 | 0.15 | — | 0.05 | 0.05 | 0.05 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 0.5~1.0 | 0.32 | — | 0.15 | 0.16 | 0.004 | — | — | 0.004 | 0.01 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 1.0~1.5 | 0.31 | — | 0.17 | 0.07 | 0.006 | — | — | 0.006 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 1.5~2.0 | 0.33 | — | 0.25 | 0.05 | 0.01 | — | — | 0.008 | 0.02 | — | 0.008 | — | — | — | 0.03 | 0.22 | — | — | — | 0.008 | |
| 2.0~2.5 | 0.55 | — | 0.35 | 0.10 | 0.03 | — | — | — | — | 0.03 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 2.5~3.0 | 0.20 | — | 0.20 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 3.0~3.5 | 0.80 | — | 0.40 | 0.40 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 階層不明 | 0.14 | — | — | 0.14 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 非農家 | 0.11 | — | — | — | — | — | — | 0.11 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 日雇 | 0.17 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 不完全票 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、大観すれば入村者は下層に多く、中上層に少ない。仔細にみれば○・三町未滿層は二戸平均一人であり、○・五―一町層は二・〇六人で最も多い。一・五町を境として格段に少くなる。二―五町層は○・一一人と最少を示している。

これを理由別に分析しよう。○・三町未滿層は、入植、引揚、転失業のみをかゝげ、開墾入植者の性格を明示している。○・五―一町層は多数であるだけ他理由もみられるが、これも入植、復員、引揚、戦災が主たるものであり、隣接興除村よりの入植もかなりみられる。地元増反として注意すべきことはすでに指摘した。二―五町に至つては、復員、引揚、就職、戦災、疎開等極く僅かつて存するが、之れは在村者の同居者として入村したものである。縁事による入村が比較的多い。

歸村者を階層別一戸平均でみれば、大観して、下層に少く中上層就中上層に多い。三反未滿は僅か○・一七人であるが二―五町層は○・五五人、三町以上は○・八人と最も多い。理由別にはいう迄もなく復員、引揚が圧倒的部分を占めている。上層農家の子弟の歸村をいみする。入村にみられる人口吸収力は中上層において極めて低く、歸村者の吸収はこれと反対に多い。

年度別に入歸村者をみれば、いづれも、終戦時たる昭和二〇年（入村二一四名、歸村一〇〇名）これにつぐ二十一年（入村二九八名、歸村八二名）両年度に集中しており二十二年度は既に減少をきたし（入村一六六名、歸村一〇名）二十三年度は一段の減少を示している。（入村九二名、歸村六名但し二十三年は八月調査）階層別にみたこの傾向も異なるところはない。

入歸村者を試みに年齢三階級別に、農家階層別にみれば第十六表示す如くである。

(第16表) 年齢三区分別、入歸村者割合

| 階層別 | 14歳以下 | 15歳~59歳 | 60歳以上 | 不詳 |
|---------|-------|---------|-------|-----|
| 0.3 未滿 | 28.6 | 71.4 | — | — |
| 0.3~0.5 | 34.9 | 60.5 | 4.6 | — |
| 0.5~1.0 | 27.2 | 68.4 | 3.9 | 0.5 |
| 1.0~1.5 | 25.9 | 69.9 | 4.2 | — |
| 1.5~2.0 | 15.7 | 80.4 | 3.9 | — |
| 2.0~2.5 | 2.3 | 93.3 | 4.4 | — |
| 2.5~3.0 | — | 100.0 | — | — |
| 3.0~5.0 | — | 100.0 | — | — |

(備考) 農村人口收容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、入歸村現象において入植者の性格の強い三反未滿層には老齡者はいないこと、歸村者の性格の強い二町以上層では、生産年齢層が多い。就中上層は、はつきり歸村者の性格がみられる。○・五―一町、一―一・五町層では、生産年齢人口を中心とし老幼相伴うといった入歸村者の年齢構成がみられる。この点においても上下兩層でその性格は一番判然としている。

次に藤田村の農家階層別世帯構成をみよう。第十七表示す如くである。

即ち、藤田村の農家非農家世帯員数は一戸平均五・〇二人である。農家階層別にみれば、概して下層に少なく上層に至るに従つて多い。上層の叙述に従つて、これは当然のことである。例えば、○・三町未滿層は僅か二・六七人であるが、三―五町層に至つては八・八人である。而して、世帯員中十五歳以上の子供は大體階層上

(第 17 表) 藤田村農家階層別、農家非農家別世帯構成

| 階層別 | 世帯数 | 世帯員数 | 世帯主 | 配偶者 | 祖父母及び母の数 | 世帯中15歳以上の子供 | 世帯中15歳以下の子供 | 孫 | 兄弟姉妹数 | 其の親族 | 他族 | 使用人 | 家事使用人 | 其の同居 |
|---------|-----|-------|-----|------|----------|-------------|-------------|------|-------|------|------|-----|-------|------|
| 総数 | 655 | 3,288 | 655 | 546 | 277 | 624 | 906 | 118 | 113 | 43 | 7 | — | — | 49 |
| 0.3 町未滿 | 6 | 16 | 6 | 4 | 1 | 1 | 4 | — | — | — | — | — | — | — |
| 0.3~0.5 | 20 | 97 | 20 | 17 | 3 | 15 | 34 | 1 | 3 | 2 | — | — | — | 2 |
| 0.5~1.0 | 238 | 966 | 238 | 183 | 54 | 118 | 293 | 11 | 39 | 14 | 1 | — | — | 15 |
| 1.0~1.5 | 156 | 831 | 156 | 137 | 50 | 164 | 250 | 24 | 29 | 8 | 4 | — | — | 9 |
| 1.5~2.0 | 117 | 689 | 117 | 105 | 50 | 151 | 181 | 34 | 26 | 8 | 1 | — | — | 7 |
| 2.0~2.5 | 62 | 436 | 62 | 60 | 41 | 118 | 89 | 29 | 15 | 9 | — | — | — | 13 |
| 2.5~3.0 | 10 | 76 | 10 | 10 | 8 | 22 | 16 | 9 | — | — | 1 | — | — | — |
| 3.0~5.0 | 5 | 44 | 5 | 4 | 4 | 19 | 4 | 8 | — | — | — | — | — | — |
| 階層不明 | 7 | 38 | 7 | 7 | 2 | 7 | 10 | 2 | 1 | 2 | — | — | — | — |
| 非農家 | 9 | 25 | 9 | 5 | 2 | 1 | 6 | — | — | — | — | — | — | 2 |
| 日雇 | 6 | 17 | 6 | 4 | — | — | 6 | — | — | — | — | — | — | 1 |
| 不完全票 | 19 | 53 | 19 | 10 | 3 | 8 | 13 | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | 同 | 上 | 一 | 戸 | 平 | 均 | | | | | |
| 総数 | 655 | 5.02 | 1.0 | 0.83 | 0.35 | 0.95 | 1.38 | 0.18 | 0.17 | 0.07 | 0.01 | — | — | 0.07 |
| 階層別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3 町未滿 | 6 | 2.67 | 1.0 | 0.67 | 0.17 | 0.17 | 0.67 | — | — | — | — | — | — | — |
| 0.3~0.5 | 20 | 4.85 | 1.0 | 0.85 | 0.15 | 0.75 | 1.70 | 0.05 | 0.15 | 0.10 | — | — | — | 0.10 |
| 0.5~1.0 | 238 | 4.06 | 1.0 | 0.77 | 0.23 | 0.50 | 1.23 | 0.05 | 0.16 | 0.06 | 0.0 | — | — | 0.06 |
| 1.0~1.5 | 156 | 5.33 | 1.0 | 0.88 | 0.32 | 1.05 | 1.60 | 0.15 | 0.19 | 0.05 | 0.03 | — | — | 0.06 |
| 1.5~2.0 | 117 | 5.89 | 1.0 | 0.90 | 0.50 | 1.29 | 1.55 | 0.29 | 0.22 | 0.07 | 0.01 | — | — | 0.06 |
| 2.0~2.5 | 62 | 7.03 | 1.0 | 0.97 | 0.66 | 1.90 | 1.44 | 0.47 | 0.24 | — | — | — | — | 0.21 |
| 2.5~3.0 | 10 | 7.60 | 1.0 | 1.00 | 0.80 | 2.20 | 1.60 | 0.90 | — | — | 0.10 | — | — | — |
| 3.0~5.0 | 5 | 8.80 | 1.0 | 0.80 | 0.80 | 3.80 | 0.80 | 1.60 | — | — | — | — | — | — |
| 階層不明 | 7 | 5.43 | 1.0 | 1.00 | 0.29 | 1.00 | 1.43 | 0.29 | 0.14 | 0.29 | — | — | — | — |
| 非農家 | 9 | 2.78 | 1.0 | 0.56 | 0.22 | 0.11 | 0.67 | — | — | — | — | — | — | 0.22 |
| 日雇 | 6 | 2.83 | 1.0 | 0.67 | — | — | 1.00 | — | — | — | — | — | — | 0.17 |
| 不完全票 | 19 | 2.79 | 1.0 | 0.53 | 0.16 | 0.42 | 0.68 | — | — | — | — | — | — | — |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

位に至る程多く、十五歳以下の子供は各層とも余り差異はないが、特に〇・三〇・五町層が一戸平均一・七〇人と最高を示して〇・三町未滿層(〇・六七人)と三・五町(〇・八〇人)の両層が少ないことが注目されるべきであろう。更にこれを世代の規模で見れば、世帯主を中心とし親子三代にわたる家族は上層に昇るにつれて多く、世帯主と親又は子の二代のものは大抵中層に多く、世帯主のみの一代世帯は下層に集中している。入植地として当然の現象である。

以上の諸視点においてみられた入植村現象は、明白に入植者の性格の濃厚な下層と、その性格の殆んど消滅せる上層農家との間に対照的な性格を示している。これは人口の排出吸収作業にも、大家族構成においてもみられたところであり、当然に、それぞれの階層の社会経済的な発展段階の特性を反映するものでなければならぬ。

而して、我々が特に注意を喚起したいのは中上層における入村者が非常に少なく、且つ他出者は多

いこと及び、一五歳未満の子供数が〇・三二〇・五町層に最も多く、且つそれが〇・三町未満層の純入植困窮的な者と、安定上層において最も少ないものである。これらの諸現象に我々は入植効果にまつわる人口学的問題点の顕現することを強く指摘したのである。

上述既にふれた如く入植安定と共に人口圧力は最も明白に顕現するに至るが、わけても中核上層はその安定と共に人口吸収については強く排他的性格をみせ、その土地への何らかの形における他人の吸収には極めて消極的態度を示し、自己中心に土地確保のため、極力人口排出を試みることがみられる。且つ出生現象において、入植と関連的に注目すべき諸点の存することもいう迄もない。

われ／＼は更に本村における人口の自然的増減を規正する要因としての出生、死亡現象の考察に進まねばならない。

即ち、先づ出生率をみよう。藤田村における出生率は、岡山県の児島郡内において最高位群に属する。例えば大正十四年は千につき三六・〇九であり同郡内最高を示している。最低は味野町の二〇・二〇である。昭和五年も三四・一五と最高を示している。昭和十年に至つて二九・一四と郡内第六位に低下している。同年は下津井町の三四・五一が最高である。岡山県全体の出生率（昭和五年二八・八九、昭和一〇年二五・六二）と比較すれば勿論藤田村が高位にある。更に全国郡部の出生率と対比してみよう。大正十四年全国郡部出生率は千につき三六・五二である。昭和五年は三四・二〇であり藤田村のそれは全国郡部のそれとほぼ似ている。たゞ昭和十年全国郡部は三四・〇九であり、これに比し藤田村はかなりの低下を示している。昭和十年におけるこの低下の理由は今判明しがたい。その後における出生率は昭和二十三年三四・〇九を示し、岡山県全体の三三・〇五よりは高位にあるが、児島郡の三五・六七よりやゝ低位にある。死亡率については、昭和五年千につき一二・四七、同一〇年一二・四五、同一二年一一・五七とかなり低い数字を現わしている。これ

らは、岡山県児島郡のそれよりかなり低位にあるのである。要するに、その出生率は郡内高位郡に属し、全国郡部のそれとほぼ近いものであると理解して差支えあるまい。

更に、之れを精密に検討するため特殊出生率をみよう。即ち、妊孕年齢女子千につき過去一ヶ年間の出生児数を農家階層別に検討してみる。第十八表参照。

(第18表) 藤田村農家階層別、特殊出生率

| 階層別 | 妊孕年齢女子 | 女配偶者 | 0才の子 | の出生率 | | | |
|---------|--------|------|------|--------|-----|----|--------|
| 農家総数 | 534 | | 94 | 17,603 | | | |
| 0.3町未満 | 2 | | — | — | 206 | 39 | 189.32 |
| 0.3~0.5 | 19 | | 1 | 52.03 | | | |
| 0.5~1.0 | 187 | | 38 | 203.21 | | | |
| 1.0~1.5 | 139 | | 23 | 165.47 | 252 | 43 | 170.63 |
| 1.5~2.0 | 113 | | 20 | 176.99 | | | |
| 2.0~2.5 | 61 | | 11 | 180.33 | 74 | 12 | 162.16 |
| 2.5~3.0 | 6 | | 1 | 166.67 | | | |
| 3.0~5.0 | 7 | | — | — | | | |

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、仔細にみれば〇・五―一町層が千につき二〇三・二と最高を示し、ついで高いのが十一五町層の一八〇・三である。他層はこれに比し小数例の観察の嫌いがあるが、〇・三―〇・五町層は五二・六と甚しく低く出ている。(この階層の一五歳未満子供数が最多な

るは引揚、戦災者等従属者の多きことをいみしている(二・五町層以上は又低下している。これを大観すれば、〇・三一町層において、一八九・三と高く、一・一・五町層は一七〇・六、二・三町層は一六二・一六と階層上位に昇るに従つて特殊出生率は低下しているといつてよい。

明治中葉以降五十年來の入植地として、新入植者の多いのは階層低位の農家群であることはいう迄もない。入植者の家族の年齢構成は、概して、青壯年を中心とし老齡者少なく家族規模も小なることが通例である。二町以上の上層農は上來われ／＼のみた如く入植以來既に数十年を経過し、自作農として定着した、安定層であり、当然に下層と異なる年齢構成を示し、老齡者も多い。中間層は、その過渡的型態を示しているといつてよい。

このような年齢構成が自然的基礎をなし、農民階層的な社会経済的な發展の差異が、農民の生活と意識とを規定して、このような階層別特殊出生率をきたしているといえよう。即ち下層は入植者としての性格が強く比較的靑壯年層の多いこと、零細經營の必然として、出生率も高い。(或いは逆に過度労働、極度の貧困のため非常に低い)上層は既に入植者としての性格も稀薄となり、一応の成功者として一般村における上層に近い性格を顯現しようとしている上層殊に上層下限は安定者としての、二・三男に對する土地配分の問題、或いは教育のための出費等入植開墾と異なる生活原理が支配しているであろう。勿論一定の限定のもとにのみいえることであるが、生活水準の上昇それに伴う生活の合理的配慮も必要であらうし、その他有意の家族計画が出生現象に迄波及していると想像される。これらの諸要因によつて出生率が比較的低下して現われていると解すべきであらう。

以上要するに本村の基本的な人口現象の分析は、本村の中核上層農家における人口の吸収、排出作業および出生率にみられる一連の諸

関連において、これら階層農家が既に相当強く人口圧力の加重に對し対応を迫られつゝあることを教ゆるものである。

かくて、入植安定について、待ちもうけていたものは、小農体制下日本農民に共通の苦悶たる過剩人口の圧力そのものに他ならなかつたといえぬであらうか。

更に現に開拓に苦闘しつゝある入植下層農家において示される高底兩極に偏した出生率は、さしせまつた過剩人口対策に苦慮する日本として、当初かゞげられた入植による人口問題解決策に、果して妥當な効果を期待しうるかにつき多くの疑義を挿むものといわざるをえまい。

(七) 結 語

以上の叙述を総括しつゝこの小文のしめくゝりをしよう。

明治改革以降わが国の開拓政策は、大量の士族失業人口に職を興え、又食糧不安に對処する人口食糧対策として、所謂歸農の型で推しすすめられた。

即ち、士族授産を第一とし、功臣或いは財閥に土地を興えた北海道、東北の開拓として、或いは三十年代の凶作による米価昂騰に對処する食糧増産のための耕地整理法(三十二年)として、又日露戦後の増産補強のための開墾、土地改良を企図する耕地整理法の改正(四十二年)として現われ、更に、灌漑排水事業の遂行に基く生産力増強策としての新耕地整理法(大正四年)ついで第一次大戦後米騒動を契機とする食糧危機対策としての鮮米増産計画及び国内耕地開発を企図する開墾助成法(大正八年)となつたのである。この助成法は昭和十七年農地開墾法によつて代わられるまで二十余年間にわたつてその役割を持續した。その間、昭和初頭の恐慌以後、恐慌対策として各種の救農土木事業が施行されついで昭和十一年国策

移民として二十ヶ年百万戸の満洲移民が計画されたことは世人の記憶に残るところであろう。而して、第二次大戦後「緊急開拓事業」が実施されるに至つた事情は上述の如くである。

これらの政策が国民経済の要請に基くものである事は、もとより否定し得ない。たゞよくその所期の目的を収めえたかについては別に論があるであろうが、いづれにせよ大観して緊急開拓事業に至るまでの、それらの事業が成し得たところは、国内耕地中潰滅、荒廃されたものを開拓によつて漸く補償したに止まるといへよう。即ち、資本主義の発展に伴う工業の勃興による都市の発達、工場道路の敷設等によつて潰廢される耕地、特に関西、九州総じて西南地帯において失つた耕地を、東北、関東、就中北海道において補償してきたといえるのである。緊急開拓事業実施以降の開墾及び入植の進度も遅々たるものである。

即ち、二十三年三月迄に至る開墾は予算割当の六九%、計画に対し三五%にすぎない。(日本農業年報第二集) 入植の実績については、計画十八万三千戸に対し予算割当十七万二千戸に縮減され実績は約一四万六千戸にとゞまつている(日本農業年報第二集参照) 一戸当り二人の有業者として約三〇万人足らずの零細農業者が再生産されたと推算されよう。

増反農家については各年度共割当戸数が計画を越え、各年度共に(二十二年度を除き)九〇%以上の実績を示しているが、これも勿論農産物価格の騰貴と併行するものとみななければならぬ。従つて、増反が農業経営と真に有機的に結合されていないときは、農産物価格下落と共に、その耕地は放棄されざるをえない。最近の傾向はかゝる経済原則の貫徹を物語つてゐる。人口食糧政策として開墾入植の問題をとりあげるとき、過大の希望を新耕地の造営につなぐことは慎まねばならぬ。むしろ、合理的、科学的な事業の遂行によつて、入植者の定着率を高めることに重点がおかされるべきであろう。

その為には入植適格者の嚴選を要すること勿論であるが、定着を可能ならしむる技術的、経済的條件を與へることが肝要とされる。個々入植者が苛烈な筋肉労働を無限に注入して、なお且つ将来の見透しなく自然力の前にみじめな存在をつゞけるような営農は失業対策としても、食糧増産対策としても殆んど無意味であろう。

脱着者が主として経済的窮乏に基因する営農の見透しに対する不安によつて離脱していることは、地元入植の経済的安定度による定着性と対照的である。個々別々の零細農として入植すること、開拓婦農組合等による技術水準の高い労農の共同化、機械化、有畜化を通して処女地に近代化された労農を建設することの優劣はすでに事実によつて、ほゞ実証済みである。

開墾に巨額の資金と労力を要することはいうまでもないが、若し十分の資金を以て高い見識と卓越せる機械技術を駆使して徹底的にこれを遂行するならば、自然の制約を大きく克服してよく成果をあげべきことはアメリカの幾多の開墾開墾の例にまつまでもなく、本邦においても資本家的開墾にこれをみうるであろう。勿論それは社会的、経済的に幾多の問題を包蔵する資本形成の論理による事業の遂行であることは動かしがたい事実である。藤田農場における自作農の定着は例えそれが苛烈な淘汰に堪えたものであるにせよ一応資本に圍繞された技術水準の高い営農のもとにおける入植の定着性の一面を示しているといえる。自然力を如何に制し、自然を如何に生かしてゆくかは、現下の経済体制下においては開拓における資本、技術の役割にかゝつてゐるのである。

従つて、純粹入植者の定着性の弱いことは現在の條件のもとにおいてあり、他の條件のもとにおいては又異なるであろう。この條件の何たるかは、にはかに論じがたいが、多くの経験の示すところは、開拓営農において少くとも共同化の方向をめざす、社会的、経済的な集積力の造成にまつものであることは容易に想像されるであ

らう。

緊急開拓事業もその石、均衡財政政策のため開拓予算の大削減によつて、入植者に対する順位の設定も

第一順位、増反者

第二順位、非助成入植者

第三順位、一部助成入植者

第四順位、全額助成入植者

と重点が推移し、食糧増産を第一とし、地元農家の二・三男等にして資力のある者の自主的入植が優位におかれ、失業、引揚者等に對する入植は背景におしやられた。宛も終戦直後いほど無秩序に引揚、戦災、疎開、失業者と雑然たる入植が首位を占め多くの脱落者を生じ、ついで二十二年、特に二十三年度と引揚開拓民、海外の開拓農業経験者の入植に重点がおかれ、質的に安定しその限りにおいて離脱者も減少し、更に二十四年度に至つて財政的關係より地元富農の分戸的入植に重点が推移したのであるが、かゝる推移自体が何よりも明白に、入植者の定着性を制約するものが、その技術的、経済的條件にあることを物語つてゐる。

開拓が資本主義経済のもとにおいて進行する限り、主体的契機としての入植者、客体的要素としての物的諸關係共にその法則によつて支配されざるを得ない。個々の營農の自主性の確立ということがその定着性の根本を規制するものであり、且つそれが如何に困難なものであるかに想到すればそれ自身多くの非合理的契機を内包する零細經營を創出再生することは營農自身として又人口の有業化という点において何らの合理性を示さない。然らずして、新開拓地における營農の近代化をめざして進むものでなければ、社会的にも経済的にも何らの進歩的意義は認められぬのである。小農体制下における資本家的經營として、独自の存立を示した藤田農場を解体して零細なる自小作農を多く作つたことは、進歩的な意義も少いといは

ねばならぬ。

開拓政策におわされたる重要課題たる人口の有業化について要求されたる経済的観点の再検討は要するに、營農の不安に苦悶する個々の零細自作農を数多く創出することは、何ら真の問題解決に至らぬということである。例えよく定着の段階に達し、その限りにおいて一応の有業化が成功しても、それは、社会経済的にはこれによつて資本主義經濟下に有する零細農の機能が再生産されるにすぎぬのである。

資本に開きようされた開拓たる上述藤田村における中上層農家の人口排出作業はその農家經濟における加重されたる人口圧の排出をいみする点において、一般農村と何ら選ぶところはない。

何らの裝備を有せざる一般個々入植者の経済的條件の低劣さは、一定の定着段階において感受される人口圧力の加重の程度は恐らくより一層深刻であらう。

かくて人口政策の観点よりするも、入植地におけるかゝる零細農にみられる、窮迫的多産と、極度の過勞と貧窮状態に制約される出産抑制とは、共に、人口現象における攪亂的要因としてのみ作用するのであり、このような人口学的問題点を内包するミゼラブルな零細農を、開拓によつて創出することは、人口問題の解決ではなくむしろその発端であり、再生産でさえある。さなきだに過剰人口の重圧にあえぐこれら零細農の合理的解消の方向こそ、農村人口の問題解決のための第一着手事項とされねばならぬ。

近代合理主義の浸透と共に農村における經濟構造の合理化が行われ、農村人口の合理的收縮作用が貫徹することは西欧先進資本主義諸國、わけてその古典的な場合を示すイギリスにおいて明白に顯現してゐるところであるが、程度の差こそあれ、この論理の貫徹は各國共にみられるところである。われ／＼の農村人口收容力調査においても明白にこの法則の貫徹せる場合をみうる。例えば、藤田村の

隣接村たる興除村における人口現象にみられる合理性の顯現にこれを指摘しうるのである。(拙稿「農業の構造的進化和農業人口」人口問題研究第七卷一号参照)

　　いう所の開拓による新農村の建設も真に人口政策的効果を期待しえんがためには、このような意味における、生産構造の近代的進化作を伴うものにあつて、はじめて、よく、その農家経済における生産型態も、従つて又農業労働の体系も近代化され、合理化されて、よく人口現象の合理性が顯現し、その合理的收縮作用が起りうるものであることを銘記して行われねばなるまい。

　　かくて、はじめて、人口政策の貫徹が、開拓政策によつて企図されうるといわねばならぬ。

　　重ねていえば「開拓事業実施要領」の基本方針の如き伝統にとられざる、新時代に即した合理的營農を核心とする近代的農村の建設を眞実に企図することによつてのみ、はじめてよくその農民生活の近代化が政策的視野において現実化され、これに伴つて農家における諸人口現象の合理性が發現する。こゝに眞に人口政策の負荷に堪えうる開拓政策がその緒につくといえるであらう。